

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！

リアリスティック一発合格松本基礎講座
追っかけチャレンジコースガイダンス

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師


辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

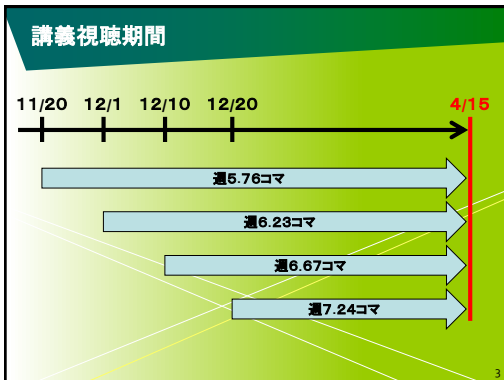
リアリスティック一発合格松本基礎講座
—松本 雅典—

2019年度
司法書士
リアリスティック一発合格
12.5ヶ月保証制度 (税込)

追っかけチャレンジコース



間に合うのか？



1コマの講義について行うこと

- ① 予習 : 10分
見出し・小見出しの確認
- ② 講義視聴 : 3時間30分
- ③ 復習1 - テキスト(イン重視) : 2時間
- ④ 復習2 - 過去問 : 2時間
- ⑤ 復習3 - テキスト(アウト重視) : 1時間
- ⑥ 追っかけ復習 : 余った時間全て

①+②+③+④+⑤=約8.5時間

専業・兼業・初学者・中上級者

	専業	兼業
初学者		
中上級者		

学習方針

本試験までの基本方針

試験に自分を合わせる

試験勉強は仕事

受験界

試験

4

予備校を利用して合格する方の共通点

基本的に講師の
方法論に合わせる

7

ノルマ達成の発想

8

本試験までに穴を潰す①

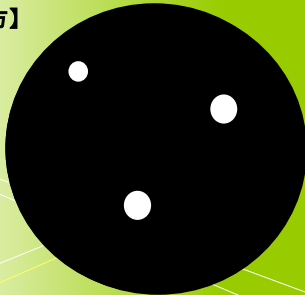
【誤った考え方】



9

本試験までに穴を潰す②

【正しい考え方】



10

ノルマ達成の発想①

【計画遂行のために必要なこと】

~~優先順位を付けその順序を考えてこなす~~

∴ 優秀な一部の人間しか要領良くこなせない

↓

ノルマ達成の
発想

11

ノルマ達成の発想②

【ノルマ達成の発想】

Point 諦め

小さな諦めを積み重ねなければ、
大きく諦めることになってしまう

ex. ノルマ: 1日1コマ
絶対

12

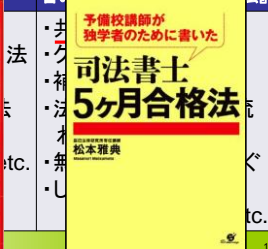
効率的な学習

13

1. 記憶量の減少

『司法書士5ヶ月合格法』

『予備校講師が独学者のために書いた司法書士5ヶ月合格法』



14

算数的 Recollect 法①

Realistic rule ← 理系の発想

抵当権の処分において、債務者、設定者、その他の担保権者(ex. 中間の抵当権者)の同意は不要です。つまり、抵当権の処分の当事者以外の者の同意は不要です。

(『司法書士試験リアルスティック民法Ⅱ【物権】』P276)

算数的 Recollect 法②

原則と例外 ← 文系の発想

【無権代理と相続の考え方】

(原則)
無権代理行為をした者 → 追認を拒絶できません
無権代理行為をしていない者 → 追認を拒絶できます

(例外)
無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合

(『司法書士試験リアルスティック民法Ⅰ【総則】』P176～177)

共通する視点(判断基準)①

【テキスト】

共通する視点(判断基準)

知識Ⅰ 知識Ⅱ 知識Ⅲ 知識Ⅳ

【過去問】

肢ア 肢イ 肢ウ 肢エ

共通する視点(判断基準)②

『have』 = 何かを自分の
テリトリー内に
持っている

【『have』の意味は何かもあるの?】

- ・I have a bag.
- ・I had a good time.
- ・I have to go to a school.
- ・I have passed the exam.

18

共通する視点(判断基準)③

実の親(およびその他の血族)との縁が
切れたことが、特別養子にできる限りわ
からないように

(『司法書士試験 リアリティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』P412)

【特別養子成立の要件】

- ・(原則)養親は20歳以上(民法817条の4本文)
- ・(原則)養子は6歳未満(民法817条の5本文)
- ・(原則)夫婦がともに養親となる必要あり
(民法817条の2本文)
- ・一方の普通養子でも夫婦がともに養親と
なる必要あり(民法817条の3第2項ただし書)

19

フォロー制度

【NO.12】

※アの根拠は、P52です。P52の「双方善意を探索」を思い出してください。契約が影響を受けないためには、契約当事者の双方が善意である必要があります。契約当事者の双方が善意ならば、ひょっこり帰ってきた失踪者などを犠牲にする正当な理由があるといえるからです。本誌は、契約当事者のうち、Cが悪意ですので、双方善意ではありません。

※イの根拠は、P45です。

※ウの根拠は、P49です。失踪宣告を受けた者も、失踪先で権利能力を奪われるわけではありません。

※エの根拠は、P45～46です。

※オの根拠は、P53です。

【NO.14】

「また講義で触れていない知識または「テキスト未掲載の知識」は、上記のように「【NO.14】」などと表示します。

※1は、まだ講義で触れていない知識です。ⅢのテキストP374で扱います。

※2ですが、P48の1から考えてください。死亡したものとみなされるのは「(7年の)失踪期間満了時」ですから、それより前にはAはBの財産について何の権利もありません。

※3の根拠は、P50です。失踪宣告の取消は、家庭裁判所が取り消すことによって始めて効力を生じます。

20

体験講義・ガイダンス

司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画

https://sihousyosikenn.jp/shihousyoshishikenn_murayoudouga

①民法

- ・民法の全体像①②(ガイダンス4・5) 計3時間
- ・民法第1回講義 3時間

②不動産登記法

- ・不動産登記法の全体像(ガイダンス7) 3時間
- ・不動産登記法第1回講義 3時間

③会社法・商業登記法

- ・導入講義 会社法・商業登記法の全体像(ガイダンス8) 3時間
- ・会社法・商業登記法第1回講義 3時間

cf. 開講直前ガイダンス「効果的な授業の受け方～」 1時間30分

21

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335